

2-2 地域密着型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の通所 介護の前日に 日常生活上の 世話を行う場合	中山間地域 等に居住する 者へのサービス 提供加算	入浴介助を 行った場合	中重度者ケ ア体制加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	個別送迎体 制強化加算	入浴介助体 制強化加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物 から利用する者 に地域密着型 通所介護を行う 場合	事業所が送 迎を行わない 場合
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	乗介費1 (426 単位) 乗介費2 (488 単位) 乗介費3 (552 単位) 乗介費4 (614 単位) 乗介費5 (678 単位)		×70/100														
	(2) 5時間以上7時間未満	乗介費1 (541 単位) 乗介費2 (574 単位) 乗介費3 (607 単位) 乗介費4 (640 単位) 乗介費5 (673 単位)	×70/100				1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +40単位	1日につき +35単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (2名まで 限度)	1日につき +150単位 (2名まで 限度)				
	(3) 7時間以上9時間未満	乗介費1 (735 単位) 乗介費2 (868 単位) 乗介費3 (1,006 単位) 乗介費4 (1,144 単位) 乗介費5 (1,281 単位)	×70/100		7時間以上9時間未満の通所介護の前日に日常生活上の世話を行う場合	+5/100											1日につき +94単位	1日につき +47単位
ロ 療養型通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)																	
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																	

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)

介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +実定員×150/1000)	※ 定員単位は、イからハまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +実定員×155/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +実定員×160/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)950/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)950/100)	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給額算定管理の対象外の算定項目